

## 使用のご案内

八街市内に在住、在勤の方で教養の向上、健康の増進・生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的とする学習会、集会などにご使用ください。

## 使用時間

使用時間は、午前9時から午後9時までです。

使用時間区分は次のとおりです。

- 昼間…午前9時から午後5時まで
  - 夜間…午後5時から午後9時まで ※午後9時に閉門します。
- ※使用時間には、準備及び後片付けの時間を含まず。

## 休館日

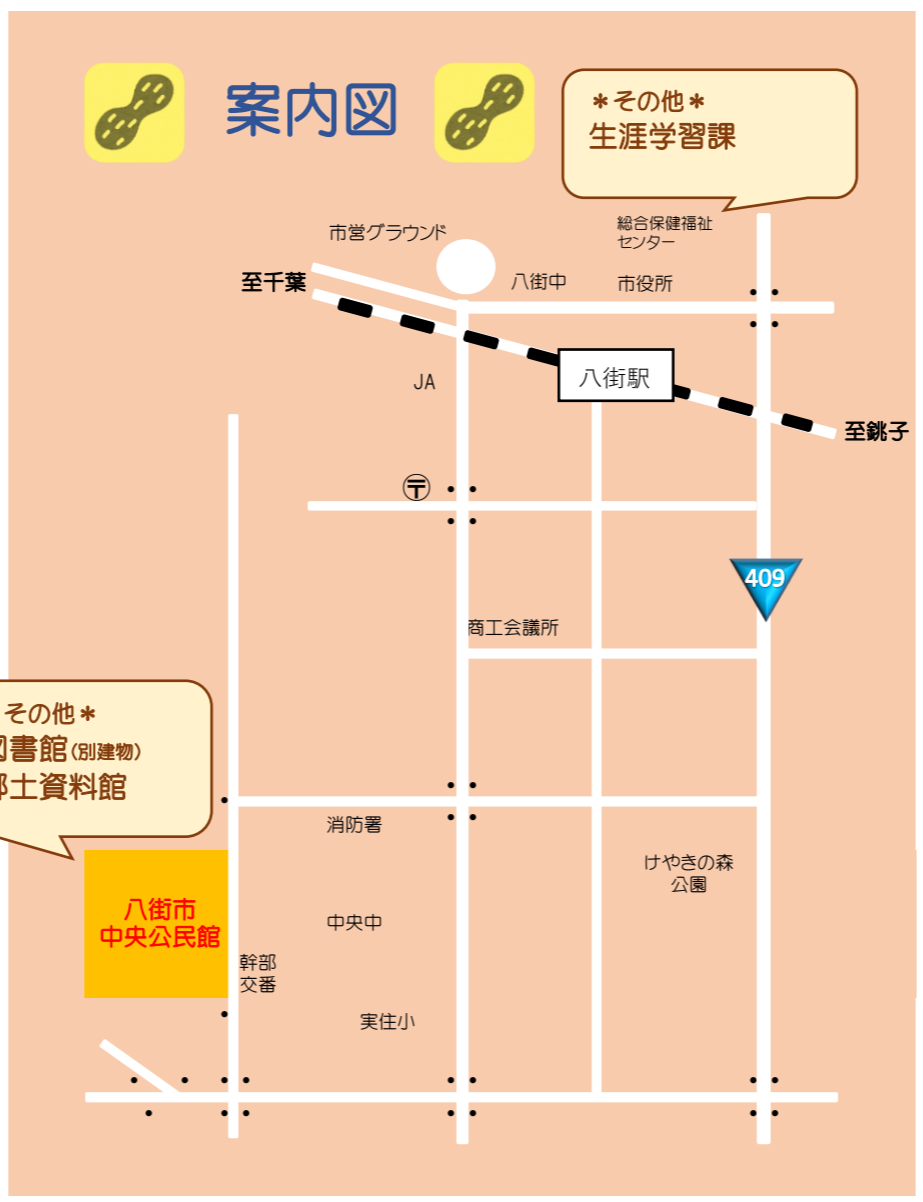
- 毎週月曜日
- 年始(1月1日から4日)、年末(12月28日から31日)
- 特別の事情により館長が臨時休館を認めた日

## 使用申請

- 受付時間は、午前9時から午後5時までです。
- 施設の使用については、八街市公共施設予約システムで、使用希望日の3月前から、使用希望日の3日前までに必要事項を入力し、申請してください。
- 取り消しの場合は、すみやかに連絡してください。
- 電話等での申し込みはできません。

## 使用料

使用料は使用日前までに、納付してください。  
なお、納付済の使用料については、特別の理由があると認めるとき以外はお返しいたしません。



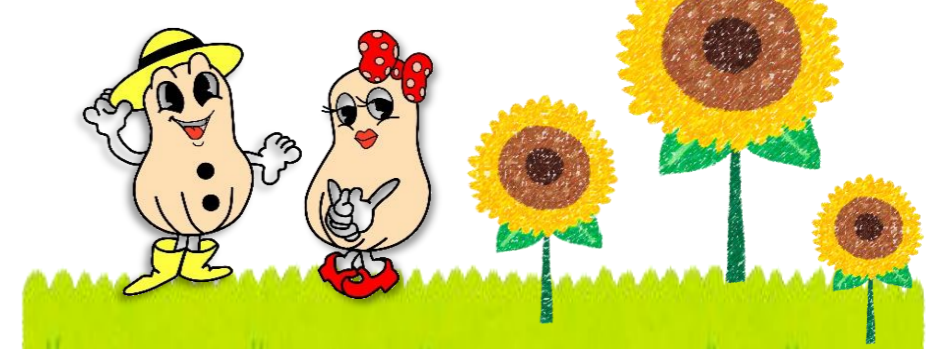
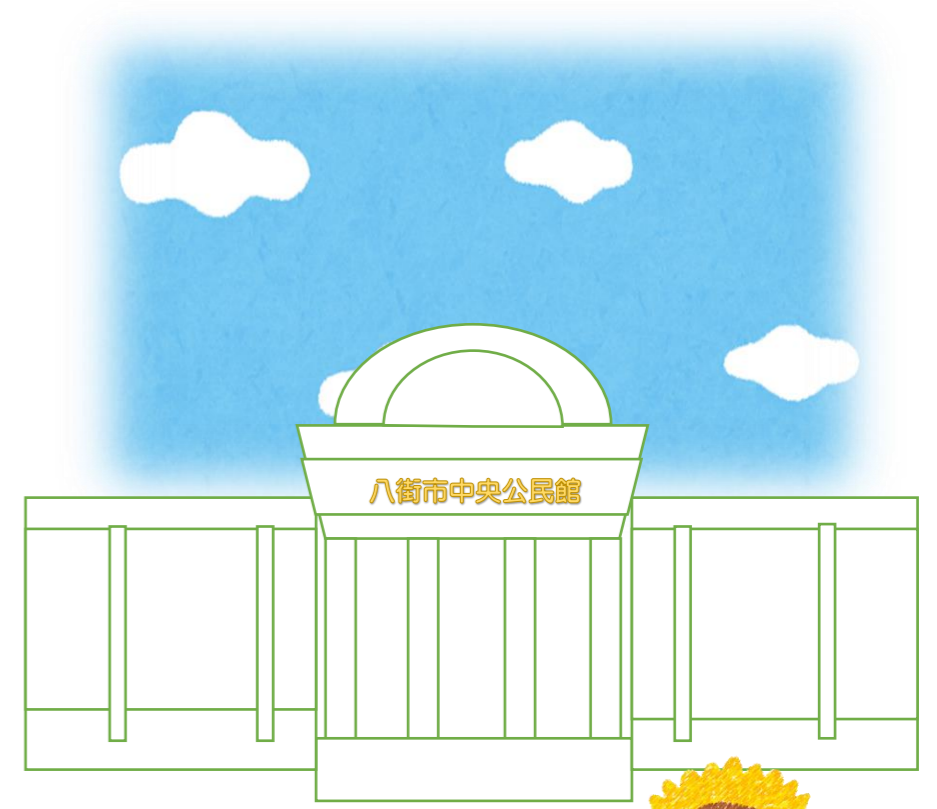
## 設備の概要

- 敷地面積：15,341㎡ (うち図書館5,358㎡)
- 延床面積：2,940.43㎡
- 構造：鉄筋コンクリート造1部2階建
- 着工：昭和53年11月14日
- 落成：昭和54年10月30日
- 開館：昭和54年11月4日

## その他の施設

- 八街市立図書館(敷地内別建物) TEL：043(444)4946  
 ●月曜休館 ●9～17時(水金は19時) ※毎月最後の平日が蔵書整理のため休館
- 八街市郷土資料館(中央公民館2階) TEL：043(443)1726  
 ●月曜休館 ●9～17時 ※正面玄関から入って左にお進みください。
- 八街市 教育部 生涯学習課(総合保健福祉センター3階) TEL：043(443)1464  
 ●土・日・祝休み ●8:45～16:30 ※令和5年4月1日より、市役所裏の総合保健福祉センター3階へ移転しました。

# 公民館使用の手引き



**八街市中央公民館**  
 〒289 - 1115  
 八街市八街ほ796番地1  
 TEL：043-443-3225  
 FAX：043-443-3226

# 施設のご案内

階	室名	定員 (人)	使用料1時間につき	
			昼間	夜間
1	大会議室	900	1,100円	1,650円
	中会議室	63	330円	440円
	小会議室	36	220円	330円
	工芸工作室	36	220円	330円
	視聴覚室	70	330円	440円
	青年団体室	24	220円	330円
	和室(1/2/3)	各12	220円	330円
2	小会議室	36	220円	330円
	調理室	32	440円	550円
	音楽室	50	330円	440円
中会議室は「八街市郷土資料館」となっています。				
別棟	陶芸室	10	220円	330円
	陶芸窯	—	1回の使用当たり 2,200円	

※料金は税込み

予約の前に、サークル登録が必要になります。  
また、サークル登録の承認に時間がかかることがあります。

# 使用にあたってのお願い

- 使用前に事務室に許可書を提示してください。(入室確認)  
また、使用後は使用報告書を提出してください。(退室確認)
  - 使用時間を厳守してください。  
※許可された時間内で、準備・後片付けを済ませてください。  
※許可書に記載のない、時間外の利用は、できません。
- ↑上記2点は、災害時発生時の避難誘導等の確認に必要です。  
※上記が守られない団体については、安全管理上、利用停止とすることがあります。
- 会場準備・後片付け・湯茶の接待等は、すべて使用者が行ってください。また、茶葉は使用者にてご用意ください。
  - 使用後は、清掃・戸締りも忘れずに行ってください。
  - ゴミは、全て各自でお持ち帰りください。

- 火気の取り扱いについては、特に注意してください。
- アルコール類はご遠慮ください。
- 施設や備品等を破損・紛失した際は、使用者に弁償をさせていただきますので、必ず申し出てください。
- 条例・規則・許可条件等に違反した場合は、使用許可の取り消し、または、使用の停止をすることがあります。
- その他、職員のお願いくことに協力ください。

**公民館は社会教育施設です。  
次の行為は、禁止されています。**

- ◆ 営利を目的として事業を行うこと。
- ◆ 特定の政党、政派または宗教を支持し、宣伝し、または反対すること。
- ◆ 公の秩序を害し、または善良な風俗を乱すこと。

